

計画の体系案に基づく、町の取組（施策・事業）案

※各課ヒアリングを参考にしたベースとなる素案

【基本目標1】

多様で誇れる自然がいつまでもそばにある「にのみや」の実現

取組の目標：みんなが大好きな自然を守り、育てよう

【歴史に息づく緑の保全と創造】

吾妻山は町民の憩いの場であり、二宮で最も多くの人が訪れる観光スポットとなっています。その山頂からは、二宮の街並や箱根、富士山、丹沢や相模湾が一望できるとともに、自然を身近に感じることができます。また、丘陵地や谷戸に広がる斜面林、農地等の里地・里山は二宮の原風景であり、多様な生きものが生息・生育する場所となっています。

一方で、二宮町域を見渡すと、農業の担い手や山林の管理者などが不足することによる荒廃や減少などといった課題もあります。

さらに、自然が減少する中で、市街地や公園、宅地における緑化も二宮の重要な自然のひとつとなります。

このことから、二宮の自然が町民や来訪者にとって憩いの空間、あるいは、自然と触れ合ひながら楽しむことができる吾妻山等をはじめとした緑の保全や整備、活用を図るとともに、その保全等に向けた仕組みづくりや緑の創出を推進していきます。

●町の取組

- 吾妻山をはじめとする公園等の維持管理と運営を推進
- 里山の再生と育成を促進
- 遊休・荒廃農地対策を推進
- 緑の保全と緑化を推進
- 松林の保全を推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 吾妻山をはじめとする公園等の維持管理と運営を推進

自然環境の保全と観光拠点としての調和を図るために、自然環境の保全・活用を念頭に置いた公園管理を行います。また、案内板やネームプレート等を活用することのほか、誰もが気持ちよく利用できる整備を行うことで、施設や設備の充実を図ります。

➤ 里山の再生と育成を促進

里山の保全・育成を図るとともに、災害による被害の抑制へつなげるため、身近な里山の手入れや間伐材の再利用など、町民力を活かしながら里山再生を促進します。

➤ 遊休・荒廃農地対策を推進

農業の担い手不足により増加している遊休・荒廃農地の解消と農地保全のため、営農や販売を視野に入れた本格的な農業に取り組む方向けの支援制度「かながわ農業ソーター」などにより、新たな担い手の受け入れを積極的に行います。

➤ 緑の保全と緑化を推進

「二宮町緑の基本計画」を推進するとともに、「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づく保存樹木の指定により、松等の緑の保全に努めます。

➤ 松林の保全を推進

海岸部の景観を形成する松林を保全するため、松への薬剤注入などによる松くい虫被害予防や、被害木の伐採などを行います。

【潤いを感じる水辺の保全と創造】

二宮町の中央を貫流する葛川をはじめとした町内の河川は、町民の生活に潤いを与える水辺として昔から親しまれてきました。

一方、まちの都市化に伴い、一時期は水質の悪化が懸念されていましたが、近年の葛川は、県や町の公共用水域における対策のほか、ボランティアによる保全活動により水質等が改善し、町民が親しむことのできる川を取り戻しつつあります。

また、「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林の風景は、二宮の特色と言える重要な環境資源です。

のことから、葛川がよりきれいになり、町民がより親しめ、かつて子どもが水遊びをしていたような風景を取り戻すための取組を行うとともに、国や県などの関係機関と協力し、町民や来訪者が憩い、親しめる水辺の環境づくりを推進していきます。

●町の取組

- 葛川の美化を推進
- 海岸清掃を推進
- 海岸利用者のマナー向上を促進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 葛川の美化を推進

下水道や浄化槽の維持・管理に努め、葛川の水質向上に努めます。

また、葛川にごみを捨てにくい環境づくりを目指すため、ボランティア団体や県等と連携し、ごみの回収や水生生物の生息状況を調査するとともに、清掃を行っている団体の活動促進や葛川の魅力を発信していくものとします。

➤ 海岸清掃を推進

関係機関や町民、ボランティア団体と協働し、海岸の清掃活動を行います。

➤ 海岸利用者のマナー向上を促進

海岸利用者のマナー向上を図るため、意識啓発のための看板設置等を行います。

取組の目標：自然に生息する生きものを大切にしよう

【健全な生物多様性の保全】

二宮は多様な自然環境から形成されており、多くの動植物が生息・生育しています。

一方で、二宮を含む周辺地域では都市化なども進み、動植物の生息・生育場所も減少、あるいは変化している状況にあります。このため、比較的自然が多く残っている二宮は、動植物の貴重な生息・生育の場が多く残されていると言えます。

のことから、動植物の生息・生育環境を保全するとともに、それらの動植物と共生するため、町民の動植物に対する理解を深める取組を行い、二宮における生物多様性を維持していきます。

●町の取組

- 生物多様性の保全を推進
- 有害鳥獣被害対策を推進
- 動植物等の調査を実施
- 動植物と触れ合える機会を創出

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 生物多様性の保全を推進

動植物との共生について理解を深めるための啓発を推進するとともに、特定外来生物の駆除などを行い、生態系の保全に努めます。

➤ 有害鳥獣被害対策を推進

有害鳥獣被害対策を検討・実施し、被害等を最小限に抑えるように努めます。

また、町民へ情報提供等を積極的に行います。

➤ 動植物等の調査を実施

町内に生息・生育する動植物の状況について、情報収集や調査等に努めます。

➤ 動植物と触れ合える機会を創出

「葛川に親しもう会」における生き物観察や、二宮せせらぎ公園におけるホタルの鑑賞会の実施など、町民がまちの動植物に触れ合い、共生への理解を深める場を設けます。

【基本目標2】 まちがきらきらと美しい「にのみや」の実現

取組の目標：生活に息づくまちの風景を守ろう

【景観の保全】

自然豊かな二宮ですが、少子高齢化が進む中、誰もが暮らしやすいまちとするためには、都市機能の充実も重要であり、自然と都市が調和したまちづくりを行っていく必要があります。

のことから、自然と調和しながら都市としての良好な環境づくりに努めています。

●町の取組

- 適切な駐車・駐輪の意識啓発等を推進
- 空き地や空き家の適正管理を推進
- 緑に包まれた景観の保全を推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 適切な駐車・駐輪の意識啓発等を推進

歩行者等の安全やまちの景観に配慮した駐車・駐輪のマナーを普及するとともに、必要に応じた駐輪場の整備を行います。

➢ 空き地や空き家の適正管理を推進

法令や「二宮町空家等対策計画」に基づき、空き地や空き家の所有者などに対して適正管理を促進します。

➢ 緑に包まれた景観の保全を推進

都市公園等の整備・充実を図るとともに、水と緑を保全しながら活用することで、自然と調和のとれた景観形成を推進します。

【歴史・文化の保護】

人間のさまざまな活動の中から生まれた有形、無形の文化遺産は、全町民の財産であり、私たちが生きてきた証として後世に守り伝えていくべきものです。

このことから、まちの歴史や文化財を保全しながら、町民の歴史・文化への理解の促進を図っていきます。

●町の取組

➤ 重要文化財の保護

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 重要文化財の保護

指定文化財を適正に維持・管理するとともに、火災等における保護活動の強化を図ります。

また、国・県・町指定文化財の保護活動と町民の文化財保全への理解を深めるため、学びの場の創出に努めます。

取組の目標：環境に配慮しながら快適性を高めよう

【計画的なまちづくりの推進】

都市としての快適性を高めるためには、自然や景観などに配慮しながら、町民生活が快適なものとなるよう計画的にまちづくりを推進していく必要があります。

のことから、二宮町都市計画マスターPLANに基づくまちづくりを推進していくとともに、各地域等が主体となったまちづくりの促進や、自然に配慮したまちづくりの誘導を推進していきます。

●町の取組

- 地区計画を推進
- 開発行為等における緑化指導を推進
- 狹あい道路等拡幅整備の推進
- 計画的な道路環境の整備
- 高齢者のごみ出し支援の推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 地区計画を推進

地区計画の決定、建築協定や緑化協定の締結など、地域住民等による主体的なまちづくり活動の促進を検討します。

➤ 開発行為等における緑化指導を推進

緑豊かな生活環境を保全するため、「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」及び「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき、開発行為等区域内樹木の保存及び緑化推進を指導します。

➤ 狹あい道路等拡幅整備の推進

町民の日常生活の利便増進及び災害時における安全を図るため、建築基準法に基づく道路に対し、「二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱」により、道路環境の整備を推進します。

➤ 計画的な道路環境の整備

交通量が多い主要な町道については、計画的かつ予防的な補修、修繕等を行うことで、安全な道路環境を創出するとともに、主要道路以外のその他路線についても、定期的な点検パトロールを実施し、随時補修等を行っていきます。

➤ 高齢者のごみ出し支援の推進

超高齢社会が見据えられる中で、ごみ出しが困難な高齢者に対し、地域住民等でごみ出し支援の協力関係が築けるような体制等について検討していきます。

取組の目標：きれいで清潔なまちをつくろう

【環境美化の推進】

快適なまちづくりの基本は美しいまちを保つことであり、それには地域住民の環境美化への意識向上を図るとともに、日常生活における実践が必要不可欠です。

のことから、ごみのないきれいなまちをつくる取組を推進するとともに、花や緑を身近に感じられる町づくりを推進していきます。

●町の取組

- ごみ置場散乱防止対策を推進
- 不法投棄対策を推進
- ごみのポイ捨ての防止を推進
- 地域美化活動を推進
- 花いっぱい運動を推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ ごみ置場散乱防止対策を推進

カラス等による被害を防ぐため、対策方法等を周知するとともに、カラスネットの配布を行うなど、継続してごみ置場におけるごみの飛散防止を図ります。

➤ 不法投棄対策を推進

県・警察・ボランティア団体等と連携し、不法投棄監視及び不法投棄物の撤去を行うほか、多量な廃棄物の山間投棄等といった犯罪性の高い不法投棄の防止を図ります。

➤ ごみのポイ捨ての防止を推進

イベント等を通して、たばこやペットボトル等のごみのポイ捨て防止に関する周知等を継続して行います。

➤ 地域美化活動を推進

ごみ袋の配布や地域美化活動に参加する方の保険加入等、美化活動を行う個人・団体への支援を行うことで、地域美化活動を推進します。

➤ 花いっぱい運動を推進

町内における花いっぱい運動を推進するとともに、緑化に対する町民意識の高揚を図るため、町内の公共施設等で花壇やプランター等への花の植栽を行い、大人のみならず、子ども達も主体的に参加できる場の創出を検討します。

取組の目標：健やかな空気と清らかな水があるまちをつくろう

【大気環境の保全】

町内に大気常時観測局は設置されていませんが、近隣の小田原市、秦野市、寒川町などに設置されている大気常時観測局では顕著な大気汚染は認められておらず、二宮も良好な大気環境が維持されているものと考えられます。

一方で、町に寄せられる大気に関する苦情の多くが野焼きによるものとなっており、快適な環境を損ねるだけでなく、近隣トラブルを誘発するものとなっています。

このことから、大気に関する情報収集、提供を行うとともに、町民等における野焼きに対する意識啓発を推進していきます。

●町の取組

- 屋外燃焼行為による被害防止を推進
- 自動車からの排気ガス抑制に向けた取組を推進
- 大気環境汚染に係る調査等を推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 屋外燃焼行為による被害防止を推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、違反者に対し燃焼行為の中止を指導します。

➢ 自動車からの排気ガス抑制に向けた取組を推進

公共交通機関の積極的な利用を促進することで公共交通の維持を図るとともに、エコドライブの促進に向けた意識啓発を行います。

➢ 大気環境汚染に係る調査等を推進

必要に応じて町内の大気環境に係る調査を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、大気汚染に係る情報収集や公害苦情相談に対し、適切な対応を実施します。

【水質環境の保全】

二宮町の中央を貫流する葛川、葛川と合流する打越川、吾妻山のすぐそばを流れる梅沢川で継続的に水質調査を実施しています。河川の水質の指標である BOD（生物化学的酸素要求量）について、近年、葛川では上流・下流ともに環境基準を満足している一方で、打越川上流と梅沢川では、冬季に基準値を超過するケースもみられます。

のことから、水質に関する調査を継続的に実施するとともに、より良い水質環境づくりや水質改善に向けた取組を推進していくものとします。

●町の取組

- 河川の水質調査を実施
- 水質汚濁防止に向けた情報提供を推進
- 水質汚濁に係る対応を推進
- 公共下水道整備を推進
- 生活排水の水洗化を促進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 河川の水質調査を実施

河川（葛川・打越川・梅沢川）の水質を調査し、その結果を公表します。

➤ 水質汚濁防止に向けた情報提供を推進

日常生活や事業活動における水質汚濁の防止に資する取組等について、情報提供を行います。

➤ 水質汚濁に係る対応を推進

関係機関と連携を図りながら、水質汚濁に係る情報収集や、公害苦情相談に対し適切な対応をしていきます。

➤ 公共下水道整備を推進

年次ごとに効率的な污水枝線の整備を行うとともに、公共下水道の適切な維持・管理を行います。

➤ 生活排水の水洗化を促進

公共下水道への早期接続を図るため、排水設備の設置に係る支援を行うとともに、環境保全を目的とした下水道や污水処理に関する情報発信を行います。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、補助金等で支援を行い、公共用水域の水質保全や生活環境の向上に努めます。

【騒音・振動の防止】

町では定期的な道路騒音調査を実施していますが、近年はいずれの地点でも環境基準を満たしており、騒音に係る苦情も年々減少しています。

のことから、今後も快適環境を維持していくため、騒音・振動に係る環境づくりと情報収集を行っていくものとします。

●町の取組

- 自動車からの騒音・振動抑制に向けた取組を推進（再掲）
- 町内道路の騒音・振動調査を実施
- 騒音・振動に係る対応を推進
- 計画的な道路環境を整備（再掲）

以下は、実施計画に記載していく内容案です

- 自動車からの騒音・振動抑制に向けた取組を推進（再掲）

公共交通機関の積極的な利用を促進することで公共交通の維持を図るとともに、エコドライブの促進に向けた意識啓発を行います。

- 町内道路の騒音・振動調査を実施

町内の主要な道路から発生する騒音・振動の調査を実施し、その結果を公表します。

- 騒音・振動に係る対応を推進

関係機関と連携を図りながら、騒音・振動に係る情報収集や公害苦情の相談について、適切な対応をします。

- 計画的な道路環境を整備（再掲）

交通量が多い主要な町道については、計画的かつ予防的な補修、修繕等を行うことで、安全な道路環境を創出するとともに、主要道路以外のその他路線についても、定期的な点検パトロールを実施し、隨時補修等を行っていきます。

【基本目標3】 目指せ脱炭素！地球のためにみんなが行動する「にのみや」の実現

取組の目標：地球のことを考えて身近なことから行動しよう

【CO2削減に向けた取組の推進】

平成30年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるため、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする」ことが必要とされています。国内では、「2030年の温室効果ガス排出量について、2013年度比で46%削減すること」を政府が表明し、これまでの「低炭素社会の形成」から「脱炭素社会の実現」が求められるなど、地球温暖化対策の更なる取組が必要となっています。

のことから、脱炭素社会を実現するために、「二宮町地球温暖化対策実行計画」に基づき行政事務を推進するとともに、町民一人ひとりが「地球規模で考えて、足元から取り組む」、すなわち「あなたの行動が地球環境を変える」といった意識と行動の転換を促進していきます。

●町の取組

- 町民の地球温暖化防止行動を促進
- 子どもたちの地球温暖化防止行動を促進
- 環境負荷の少ない公共交通の利用を促進
- 自転車利用を促進
- 地産地消を促進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 町民の地球温暖化防止行動を促進

環境活動団体等との連携・協力によるイベントやさまざまな広報媒体を通して、地球温暖化対策に資する行動を促進するため、意識向上を目的とした啓発を行います。

➢ 子どもたちの地球温暖化防止行動を促進

幼少期からの環境意識や行動の定着を図るため、町内の保育園等や小中学校における資料配布、出前授業等の実施、また、さまざまなイベントや広報媒体を通して節電等に関する普及啓発を行います。

➢ 環境負荷の少ない公共交通の利用を促進

さまざまな広報媒体を通して、「にのバス」や民間バス等の公共交通機関の利用促進を行います。また、「にのバス」については、利用者のニーズに合わせ、ルート等を随時検討していきます。

➤ **自転車利用を促進**

環境負荷の少ない自転車の利用促進を図るとともに、駅周辺の自転車駐輪場の適切な運営と必要に応じた整備を行います。また、さまざまな広報媒体を通して、周知等を推進していきます。

➤ **地産地消を促進**

農作物の輸送に伴い発生する CO₂を削減するため、朝市やイベントを通して、地元で採れた食材の購入を促進します。また、引き続き学校給食等で町内及び周辺地域の食材を積極的に取り入れていきます。

【気候危機に備えた災害対策等の推進】

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が私たちの生活に大きな影響を及ぼしており、地球温暖化対策には、これまでの温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加えて、深刻化する気候変動による生活への影響に対しどのように適応していくかという「適応策」の両輪での対策が必要とされています。

のことから、気候変動により必要と想定されている災害対策について取組を行っていきます。

●町の取組

- 集中豪雨時の冠水防止と水循環を推進
- ハザードマップ・防災情報アプリ等の活用を推進
- 熱中症対策の推進
- 感染症対策の推進
- 災害時に備えた自助・共助・公助の強化

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 集中豪雨時の冠水防止と水循環を推進

町内に整備されている側溝や集水枠について、適切に補修・清掃を行っていくとともに、「二宮町の開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に基づき、雨水浸透施設の設置を誘導します。

➢ ハザードマップ・防災情報アプリ等の活用を推進

災害時に正確かつ迅速に情報共有することを目的として、二宮町ハザードマップや、二宮町防災情報アプリ「ハザードン」等について、普及・促進していきます。

➢ 熱中症対策の推進

クールビズやクールシェアの周知を図るとともに、町内で気軽に給水できるスポットを創出します。また、防災無線の活用や広報紙、ホームページ等により、熱中症予防に関する情報提供を行います。

➢ 感染症対策の推進

蚊媒介感染症やダニ媒介感染症などの感染症リスクに加え、防除に関する情報提供等を行います。

➢ 災害時に備えた自助・共助・公助の強化

気候変動に伴う気象災害に備えるため、地域自主防災訓練、幼・保・小・中一斉避難訓練、各事業所の防災訓練のほか、二宮町が主催する地域向けの防災講座や各団体向けの防災講演会などといった自主防災を高める場を設けることで、自助・共助の強化を図ります。

また、町職員の防災意識の向上及び円滑な災害対応を目的に実施する防災研修や訓練を充実させていくことで、二宮町地域防災計画に基づいた危機管理能力の強化を図ります。

取組の目標：「つくる責任・つかう責任」を意識して、もったいないをなくしていこう

【3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進】

ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進しており、循環型社会の形成にあたっては、町民一人ひとりのきめ細やかなごみ減量等の意識が必要です。

のことから、ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指して、発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3Rに基づくごみ処理・リサイクル事業をより一層推進するとともに、町民一人ひとりによるごみ減量の意識向上と実践の促進を図ります。

●町の取組

- 循環型社会の形成を目指した3R・3Sの推進
- 廉介類の発生抑制等のための普及啓発
- 生ごみ処理機の導入を促進
- ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進
- グリーン購入を推進
- リユースショップの利用を促進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 循環型社会の形成を目指した3R・3Sの推進

ごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会を目指して、発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3Rに基づくごみ処理・リサイクル事業をより一層推進します。また、この3Rに加えて、廃棄物の発生抑制によって循環量を少なくするスマール（Small）な循環、できるだけ地域内循環を行って循環に伴う移動距離を短くするショート（Short）な循環、ものを大事に使いライフサイクルを長くするスロー（Slow）な循環の3Sを推進します。

➢ 廉介類の発生抑制等のための普及啓発

食品ロス削減（「食材の計画的な購入」、「賞味期限・消費期限の正しい理解」、「不要なものを買わない」等）の取組により、厨芥類の発生を抑制できるよう普及啓発に努めます。

また、「生ごみの水切り（水分もうひとしづけ）」の普及啓発」や「生ごみ処理機の活用」等、町民が取り組むことができる方策について、広報紙、ホームページ、SNSや二宮町地域環境推進員等を通して普及啓発に努めます。

➤ **生ごみ処理機の導入を促進**

消滅型生ごみ処理機「キエーロ」の購入補助等を充実させることや、広報媒体等で周知を行い、導入促進に努めます。さらに、消滅型生ごみ処理機「キエーロ」の導入促進に向けた購入時の全額補助等の検討を行います。

また、生ごみ処理機による堆肥の再生利用に関する普及啓発を行うとともに、導入にあたって町民への支援を行います。

➤ **ペーパーレス化による紙ごみの削減を推進**

行政事務においては、文書や情報媒体のペーパーレス化を推進し、紙ごみの排出抑制を図ります。また、DX化を推進し、省資源化や作業時間の短縮等を図ります。

➤ **グリーン購入を推進**

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境への負荷が少ない物品の調達を推進します。

➤ **リユースショップの利用を促進**

リユースショップの利用や中古品の再利用に関する普及啓発を行います。

取組の目標：環境に配慮したまちづくりを進めよう

【公共施設等の脱炭素化の推進】

脱炭素社会の実現には、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂等）の排出を削減することが必要です。一方、それと同時に、限りある資源である石油や石炭等の化石燃料に変わる再生可能なエネルギーを利用していくことも重要です。

また、太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、エネルギーの脱炭素化を実現するだけではなく、災害時の停電対策などにも対応できるため、積極的に太陽光発電システムや蓄電池等を導入及び拡大していくことが求められています。

のことから、公共施設を中心とした再生可能エネルギーや省エネ設備の導入について積極的に推進していきます。

●町の取組

- 公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入
- 公共施設の緑化の推進
- エコカーの導入推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

- 公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入

公共施設は町民に対しての啓発拠点ともなるため、改修時などには、LED 照明などの省エネ設備の導入を推進するとともに、老朽化した施設の更新や新設にあたっては、建物自体を環境配慮型にすることを基本とし、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入を原則としていきます。

また、町民や事業者へ省エネ施設、再生可能エネルギーの導入支援制度等の情報提供に努めます。

➤ 公共施設の緑化の推進

公共施設の緑化を推進するとともに、グリーンカーテンの設置やイベント、さまざまな広報媒体を通して、町民への緑化の理解や行動の促進を図ります。

➤ エコカーの導入推進

公用車の買い替えなどの際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを積極的に導入するとともに、町民への普及促進を図ります。

【適切なごみ処理の推進】

二宮町では、平塚市、大磯町と「1市2町ごみ処理広域化実施計画」に基づき広域ごみ処理を行っており、町のごみ処理については、「二宮町一般廃棄物処理基本計画」に基づきごみの減量化・資源化等の適切な処理を推進しています。

この2つの計画に基づき、循環型社会の形成に向けた適切なごみ処理を推進していくとともに、3R・3Sを推進していきます。

●町の取組

- 循環型社会を目指したごみ処理の推進
- 家庭系ごみの有料化及び研究
- 多量排出事業者への指導
- 事業系ごみ手数料の研究
- 事業系ごみの排出ルールの策定と指導
- 最終処分量の削減
- 二宮町ウッドチップセンターの運営
- 広域ごみ処理による効率的な資源化
- 民間事業者委託による効率的な資源化
- ごみ処理施設等の適切な運営管理

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 循環型社会を目指したごみ処理の推進

1市2町ごみ処理広域化実施計画及び二宮町一般廃棄物処理基本計画に基づき、安定したごみ処理や循環型社会の形成に資する取組を推進していきます。

➢ 家庭系ごみの有料化及び研究

現在は可燃ごみを指定ごみ袋制（有料化）としており、負担を軽減しようとする経済的インセンティブ（動機付け）が働き、排出抑制及び分別意識の向上が期待できるため、料金の見直しなどの研究を継続的に行います。また、指定ごみ袋については、環境に配慮したごみ袋の導入やパッケージデザインを変更することなどにより、効果的な環境啓発を行います。

➢ 多量排出事業者への指導

事業系ごみの多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等の推進や処理計画書の策定義務付けなど、指導を強化します。また、立ち入り調査等も実施し、減量化・資源化等の推進を含め適正処理を促進します。

➤ 事業系ごみ手数料の研究

現在の手数料について、排出者責任を徹底する観点から、適正水準となるよう料金体系を含めた見直しを検討します。

➤ 事業系ごみの排出ルールの策定と指導

資源化による排出抑制を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルールを策定し、紙等の資源化可能なごみについては、引き取りを拒否するなどの排出ルールの徹底に向けた指導を強化します。

➤ 最終処分量の削減

最終処分量の削減のため、現在は埋立ごみとされている不燃ごみの区分及び処理方法の見直しを検討し、資源化可能なものについては資源化を図ります。

➤ 二宮町ウッドチップセンターの運営

1市2町の広域ごみ処理施設である二宮町ウッドチップセンターにおいて、家庭系・公共系から排出される剪定枝の資源化施設を運営し、継続的に適切な資源化を図ります。

➤ 広域ごみ処理による効率的な資源化

二宮町ウッドチップセンター、平塚市リサイクルプラザ、平塚市粗大ごみ破碎処理場、平塚市環境事業センターや大磯町リサイクルセンターで適正なごみ処理を行い、継続的に効率的な資源化を図ります。

また、可燃・不燃残渣の発生抑制に向けて、適正な分別排出が図られるよう、普及啓発を行います。

➤ 民間事業者委託による効率的な資源化

広域ごみ処理によらない品目（金属類、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、小型家電、蛍光管、廃食用油等）は、引き続き、民間事業者に委託を行うことで、適正な資源化を図ります。

➤ ごみ処理施設等の適切な運営管理

二宮町ごみ積替施設や一般廃棄物最終処分場、下水道投入施設等の適切な運営を行います。

【基本目標4】
あらゆる世代による環境づくりの輪が広がる、
「にのみや」の実現

取組の目標：より良い環境について考え、取り組む人を育てよう

【環境教育・学習の推進】

町内の小中学校では、学校の特色に応じたさまざまな環境教育・学習が行われており、近年、子どもたちの環境に対する意識や知識が高まっている傾向にあります。今、まちの環境を保全することは、次世代の二宮を担う子どもたちのためでもあり、かつ、子どもたちが自ら未来の環境をつくっていくための土台づくりであると言えます。

のことから、子どもたちから大人まで、誰もが学べる、教育を受けられる場を創出していくことを目指します。

●町の取組

- まちの環境を知るための講座実施を推進
- 世界規模、地球規模での環境問題に係る教育・学習の推進

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ まちの環境を知るための講座実施を推進

町民を対象に、まちに生息・生育している動植物について学ぶ講座や自然と親しむ講座等、まちの環境について学べる講座を開催します。

➤ 世界規模、地球規模での環境問題に係る教育・学習の推進

保育園等や学校、あるいは生涯学習などの場において、子どもを対象に、地球温暖化や廃棄物等といった環境づくりに資する教育・学習を推進します。

【環境保全のための意識啓発活動の推進】

まちの望ましい環境像を実現するには、町民一人ひとりの行動、町民・事業者・町の協働が必要不可欠であり、そのためには誰もが環境に係る情報を入手、共有できるとともに、まちの環境について自らが体験、参加しながら、その大切さや必要性について意識を向上させていくことが重要です。

このことから、多様な方法を用いながら環境に係る情報提供や体験の場づくりを行っていきます。

●町の取組

- 環境に関する情報提供の推進
- 体験しながら環境について学ぶ機会の創出
- 環境について学ぶ場、体験する場の拡大

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➢ 環境に関する情報提供の推進

ホームページ等の広報媒体やイベントなどを通して環境に関わる情報提供を推進します。また、将来を見据え、デジタル化を意識した情報提供の方法を隨時検討します。

➢ 体験しながら環境について学ぶ機会の創出

農業体験、生き物観察、未来づくり教室や環境ツアーや等、子どもから大人まで誰もが環境について体験しながら学べる機会を作っていくします。

➢ 環境について学ぶ場、体験する場の拡大

公用地のみにかかわらず、民地や民間管理地などについても所有者や管理者、団体や各種機関等と調整を行い、環境について学ぶ場として活用できる可能性を検討します。

取組の目標：手を取り合い、大きな輪となって豊かな環境をつかみとろう

【環境への想いを共有する場の創出】

町内では、地域、ボランティア団体、小中学生等がさまざまな環境保全活動に取り組んでおり、また、町民や子どもたちの環境問題に対する意識や関心も高くなっています。

今後は、その意識を更に高め、多くの町民が環境保全行動に参画していくことが重要です。

このことから、各自治会や環境活動を行うボランティア団体等に対して支援を実施しつつ、多くの町民が活動に参加したり、家庭や学校、事業所などにおける環境保全活動が維持可能なものとなるよう検討していきます。

●町の取組

- 環境への想いをつなぐ場づくりの推進
- エコフェスタにのみやの持続可能な展開
- 自治会組織の支援
- 各団体との連携強化

以下は、実施計画に記載していく内容案です

➤ 環境への想いをつなぐ場づくりの推進

各参加者が対話を通して、環境保全にかかわる「気づき」を得ることを目的とした「(仮称)二宮町の環境を考えるワールドカフェ」を実施し、環境保全行動に取り組む町民の拡大を図ります。

➤ エコフェスタにのみやの持続可能な展開

町内のさまざまな環境団体で構成する「環境づくりフォーラム」と町が共催する「エコフェスタにのみや」については、町民等の環境づくりの普及啓発を目的として実施していきます。また、対面イベントのみならず、町ホームページ等でも常時環境団体の活動等を紹介していきます。

➤ 自治会組織の支援

地域の環境課題の実情を理解している自治会組織や地域環境推進員と協力し、地域の環境保全の推進に努めていきます。

➤ 各団体との連携強化

町内で活動する環境ボランティア団体の取組について、町として支援するとともに、団体が実施するイベント等に関する広報等の支援や情報交換の場をつくります。